

# 「金融商品専門委員会」ご説明資料

---

2023年12月12日  
一般社団法人 第二地方銀行協会

# 1. 第二地銀とは

○第二地方銀行協会加盟行(以下、「第二地銀」)とは、無尽会社を起源とし、相互銀行を経て、普通銀行に転換した地域金融機関。

○2023年3月末の概況は以下のとおり。

項目	第二地銀計			(参考) みずほ	(参考) 三菱UFJ	(参考) 三井住友	
	1行平均	最大	最小				
店舗数	2,704店	73店	171店	23店	554店	796店	960店
職員数	32,973人	891人	2,686人	201人	20,631人	26,005人	25,099人
預金	68.5兆円	1.8兆円	10.8兆円	2,355億円	145.1兆円	192.2兆円	149.9兆円
貸出金	53.0兆円	1.4兆円	7.7兆円	1,907億円	87.2兆円	97.1兆円	94.3兆円
うち中小	26.1兆円	0.7兆円	—	—	—	—	—
うち個人	15.6兆円	0.4兆円	—	—	—	—	—
法人貸出先数	42.4万先	1.1万先	—	—	—	—	—
うち中小	41.8万先	1.1万先	—	—	—	—	—
当期純利益	1,013億円	27億円	105億円	2.4億円 ※赤字行除く	3,961億円	10,154億円	6,341億円


## 2. 地域金融機関のビジネスモデル

### <特徴>

- 地域金融機関は、地元の個人・法人・地方公共団体等との取引を通じて、地元経済の持続的発展に貢献する役割を担っている。
- 特に、法人取引先については、地元の中小・小規模事業者が中心。
  - ー 中小・小規模事業者との融資取引は、取引先全体の事業・信用状態を総合的に勘案し判断するという特徴。
  - ー とりわけ、中小・小規模事業者は、経営者の影響が大きいこともあり、経営者との対話等を通じて事業性を評価。
- また、景気動向や事業の状況が芳しくない状況においても、地元企業と共に歩む金融機関として、伴走しながら、金融面・事業面の支援に取り組んでいる。

### 3. 金融資産の減損に関する会計基準について（意見）

#### 【総論①】 地域金融機関に対しIFRSベースの会計基準を適用する意義

- 我が国の地域金融機関は、主に国内(地域)において、中小・小規模事業者を取引先として、事業者との信頼関係をベースに、伴走しながら金融面・事業面の活動を支援。
    - ▶ 融資形態も取引先全体の事業・信用状態を評価するものであり(基本的にリコースローン)、ノンリコースローンが主流とされる諸外国でも活動する大手金融機関とはビジネスモデルが異なる。
  
  - 信用リスク管理の方法は、そうしたビジネスモデルの特性を踏まえたものであり、金融庁や監査法人等のご支援を頂きながら、長年にわたり構築・定着してきた経緯。
    - ▶ 具体的には、債務者単位をベースとした償却・引当。データの収集等もそうしたリスク管理に基づいたもの。
- 
- 今後、STEP4の検討に着手するのであれば、地域金融機関に対しIFRSベースの予想損失モデルを採用する必要性やその意義について、関係者間での共通理解を醸成することが必要ではないか。

### 3. 金融資産の減損に関する会計基準について（意見）

#### 【総論②】 STEP4の検討を進める場合に勘案頂きたい点

○前述の共通理解の下、STEP4の検討を進める場合には、以下の点を勘案頂きたい。

##### ① 地域金融機関のリスクテイク力等への影響

➤地域金融機関は地域経済・企業を下支えする役割。景気下降局面等において、過度な貸倒引当金の計上が制度上必要となる場合、金融機関のリスクテイク力や融資判断に影響を及ぼす懸念。

##### ② 地域金融機関が得られる効果と発生コスト

➤とりわけ、会計制度の改正に伴い発生するシステム開発費用について、地域金融機関の立場から大きな懸念。システム費用は本委員会の検討事項ではないが、実務的には大きな問題となることを勘案頂きたい。

➤会計制度の改正に伴う対応費用が、金融機関の利益水準に多大な影響を及ぼすことは回避頂きたい。

##### ③ 実務負担への配慮

➤敢えてSTEP2（STEP3）とSTEP4を分けて議論することの意義に照らし、実務負担への配慮の観点から、可能な限り現行実務を許容するものとして頂きたい。

##### ④ 監督当局等との連携

➤銀行監督と会計制度は密接に関係していると思慮。会計基準の改正にあたっては、監督当局とも連携しながら検討頂きたい。

### 3. 金融資産の減損に関する会計基準について（意見）

【個別論点】 207回金融商品専門委員会で提案された論点に関する意見

#### 個別論点①: 債権単位での信用リスクの著しい増大

- 既述のとおり、中小企業金融は、企業（経営者）をみて融資を実行しており、リスク管理も、そうした実態に即し、債務者ベースが基本。
- 仮に、債権単位での管理が求められるようになれば、コスト面・実務面からみても、営業店の自己査定を含む実務対応の見直しはもとより、データ蓄積やシステム投資など、多大な負担が発生する。



○ STEP4の目的（実務負担に配慮）を踏まえ、債務者区分あるいは債務者格付（絶対的アプローチ）をベースとした考え方を許容頂きたい。

注)1: これまでの議論において、一次評価を絶対的アプローチで、二次評価を相対的アプローチで実施する手法も例示されたが、この場合でも債権単位での管理が必要となり、実務上の負担が懸念。

注)2: 相対的アプローチは、債権単位での信用リスクの遷移を評価するが、銀行の感覚では、少なくとも正常先は信用リスクの著しい増大はないという認識。また、現行基準では、その他要注意先について、信用リスクを見積もる期間は1年とされている点も考慮頂きたい。

### 3. 金融資産の減損に関する会計基準について（意見）

#### 個別論点②: 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

- 本論点は、STEP2の議論においても実務負担について指摘あり。
- 仮に導入する場合でも、地域金融機関にとって新たな実務負担であり、かつ、その実務負担が相当に大きいのではないかと懸念。
- 具体的には、地域金融機関に適合した指標の選定、シミュレーションモデルの構築、実効性確保に関するガバナンス構築等の実務対応が想定されるが、実務面・費用面の負担が大きいと思慮。
- STEP4の目的(実務負担に配慮)に照らし、複数シナリオの設定および偏りのない確率加重計算は真に必要なかを慎重に検討頂きたい。



- STEP4の目的(実務負担に配慮)に照らし、複数シナリオの設定および偏りのない確率加重計算を地域金融機関に適用する必要はないのではないかと懸念。

### 3. 金融資産の減損に関する会計基準について（意見）

#### 個別論点③:実効金利法に関連する論点(含む、金融商品の測定に関する論点)

- ▶IFRS基準では、予想信用損失の測定に貨幣の時間価値を考慮するとされ、実効金利が採用されている。これは貸出金の実効金利による償却原価で測定されることと整合的であると理解。
- ▶他方、上記の考え方は、現行実務と大きく異なるものであり、取り入れられた場合には実務面・費用面の負担が大きいと思慮。
- ▶とりわけ、実効金利法の場合には、予想存続期間や当該期間のキャッシュフローの見積り等が必要であり、このための実務負担・システム費用負担は大きいと懸念。
- ▶そもそも、貸出金の売買を基本的に行わない地域金融機関において、貸出金を償却原価で測定する必要性はどこまであるのか(その他有価証券に分類される債券についても同様)。



- 実効金利法については、STEP2においても実務負担が問題となった論点であり、地域金融機関が対応することは、実務負担面から現実的ではないと思慮。
- STEP4においては、償却原価による測定を所与とするのではなく、その必要性について十分に検討頂きたい。
- また、現行会計基準の償却原価法では、償却方法として利息法と定額法が認められており、多くの場合は定額法により実務対応している点を考慮頂きたい。



### 3. 金融資産の減損に関する会計基準について（意見）

【その他】

#### ○将来予測情報の考慮

- 将来予測情報の考慮は、IFRS基準の予想信用損失モデルの中心的な考え方と理解。
- 他方、現行では、将来予測情報を引当金に反映している地域金融機関は必ずしも多くないのが実情であるものの、一部の地域金融機関においては、金融庁「融資DP」等を踏まえ、フォワードルッキング引当てに取組む動きもある（但し、現在は試行錯誤の段階）。



- 11月22日「第207回金融商品専門委員会」資料では、STEP4においても「将来予測情報の考慮」について取り込む必要があるとされているが、上記の動向も踏まえ、各行の取組みを阻害しないよう、「融資DP」との関係性について、監督当局とも連携し、整理する必要があるのではないかと。

- 将来予測情報の考慮を取り込むのであれば、各行の自由度に配慮しつつ、実務対応の支援という観点から、中小金融機関の活用を念頭においた簡便かつ具体的な参考事例（参照するパラメーターや反映の考え方等）の紹介を行うべきではないかと（我が国では、GDPや失業率とデフォルト率との相関が必ずしも有意とならないケースもある等の意見も聞かれるため、可能な限り多様な例示が望ましいと思慮）。

### 3. 金融資産の減損に関する会計基準について（意見）

#### ○ 未収利息の取扱い

➤信用減損金融資産に関する未収利息計上は、現行制度と異なり、税務上の取扱いとの関係を含め、複雑な管理となり、実務負担大。

➤現行実務を許容頂きたい。

#### ○ 債券の減損（引当）

➤満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券を減損（引当）の対象とすることは、現行にない実務であり、実務負担・システム投資負担があるため、対象外として頂きたい。

➤また、債券が減損（引当）の対象となる場合、有価証券関係の会計処理全般にどのような影響が生じるか（例：保有目的区分の存続、保有目的別の会計処理はどうなるのか等）不明であり、実務への波及影響を懸念。

#### ○ 適用・実施について

➤最終的な結論次第ではあるが、IFRS第9号と現行会計基準の概念が異なる以上、制度変更に伴う対応には大きな負担（費用面、実務面、人材面等）が発生すると想定される。

➤制度の適用開始については過去のケースにとらわれることなく、相当の準備期間を設けるとともに、経過措置等の配慮を頂きたい。

**ご清聴ありがとうございました。**